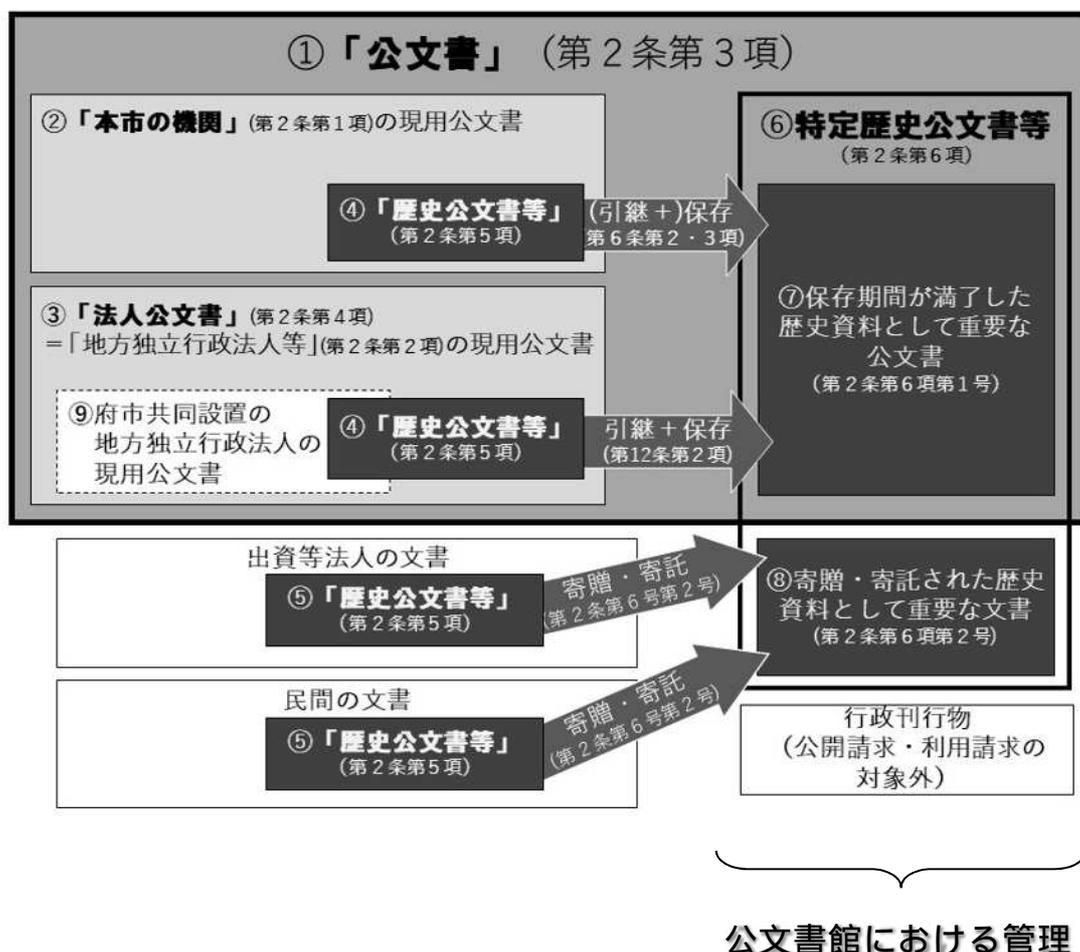


参考 【「公文書」の範囲について】



- ・ 「公文書」 = +
- ・ 現用文書である「公文書」 = +
- ・ 「歴史公文書等」 = +
- ・ 「特定歴史公文書等」 = +

なお、

- ・ 情報公開制度(情報公開条例)の対象 = 「本市の機関の公文書」  
+ 「法人公文書」  
- 「府市共同設置の地方独立行政法人の法人公文書」
- ・ 利用請求制度(公文書管理条例)の対象 = 「特定歴史公文書等」( = + )